



市 章

大津市公報

平成 28 年 6 月 24 日
号 外 (第 51 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

9 大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....	1
10 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	1
11 大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....	1

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第9号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第3条第2項中「技術監理監」の次に「、管理監」を加える。

第4条の表技術監理監の項の次に次のように加える。

管理監	上司の命を受け、特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の執行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
-----	---

附 則

この規程は、平成28年6月25日から施行する。

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第5条の2中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 管理監は、局長又は次長の命を受け、特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、管理監は、局長が定めるものについては次長と同等の職務権限を行使するものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月25日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局職員の職名規程(昭和27年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第3条第1項中第23号を第24号とし、第7号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

管理 監

附 則

この規程は、平成28年6月25日から施行する。